

鳥取県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第76号

鳥取県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県住民基本台帳法施行細則(平成14年鳥取県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条項を除く。)に改める。

改正後	改正前
(条例第2条の規則で定める事務) 第1条の2 略 2 略 3 <u>条例第2条第3号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>肥料取締法(昭和25年法律第127号)第4条第1項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</u> (2) <u>肥料取締法第13条第1項の書替交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</u> (3) <u>肥料取締法第16条の2の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u> (4) <u>肥料取締法第22条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u> 4 <u>条例第2条第4号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第1項の免許の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</u> (2) <u>家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第9条の書換交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</u> (3) <u>家畜改良増殖法施行令第10条の再交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</u> 5 <u>条例第2条第5号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u>	(条例第2条の規則で定める事務) 第1条の2 略 2 略

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）若しくは鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）による県税の賦課徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）及び地方税法第48条に規定する徴収又は滞納処分に関する次に掲げる者（当該者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社団等」という。）を含む。以下同じ。）である場合は、当該法人（当該法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の10に規定する分社型分割を除く。）した場合には当該分割により事業を継承した法人を含む。）の役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）又は清算人）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認
- ア 納税者、特別徴収義務者若しくは納税義務者又はこれらの第二次納税義務者、保証人その他の納税義務があると認められる者（以下「納税者等」という。）又はこれらの相続人
- イ 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
- ウ 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者
- エ 納税者等の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- オ 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 納税者等の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある納税者等の親族その他の特殊関係者
- キ アからカまでに掲げる者のほか、地方税法の規定による徴税吏員の県税の賦課徴収に関する調査の必要があると認められる者
- ク 鳥取県税条例第137条第4号に規定する身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者
- (2) 地方税法による県税に関する犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認

(3) 地方税法第17条による県税に関する還付を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

6 条例第2条第6号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 採石法(昭和25年法律第291号)第32条の2第1項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

(2) 採石法第32条の7第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

7 条例第2条第7号の規則で定める事務は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業(都市計画法(昭和43年法律第100号)第69条の規定によりみなされるものを含む。)の用に供するための土地(当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。)若しくは当該土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件について所有権を有し、又は所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

8 条例第2条第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項若しくは第2項の交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

(2) 戦傷病者特別援護法第5条第1項の訂正の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

9 条例第2条第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第4条の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

(2) 砂利採取法第9条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

10 条例第2条第10号の規則で定める事務は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第7条第1項に規定する浄化槽管理者と認められる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

11 条例第2条第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第1項の交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査

<p>(2) <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第3条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u></p>	
<p>12 <u>条例第2条第12号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p>	
<p>(1) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</u></p>	
<p>(2) <u>介護保険法第69条の4の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u></p>	
<p>13 <u>条例第2条第13号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p>	<p>3 <u>条例第2条第3号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p>
<p>14 <u>条例第2条第14号の規則で定める事務は、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）による恩給を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</u></p>	
<p>15 <u>条例第2条第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p>	<p>4 <u>条例第2条第4号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>16 <u>条例第2条第16号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p>	
<p>(1) <u>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の2第1項若しくは第3項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</u></p>	
<p>(2) <u>鳥取県屋外広告物条例第10条の6第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u></p>	
<p>17 <u>条例第2条第17号の規則で定める事務は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第12条の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</u></p>	<p>5 <u>条例第2条第5号の規則で定める事務は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第12条の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</u></p>
<p>18 <u>条例第2条第18号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p>	<p>6 <u>条例第2条第6号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>19 <u>条例第2条第19号の規則で定める事務は、消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第15条の資金の貸付けその他の援助の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</u></p>	<p>7 <u>条例第2条第7号の規則で定める事務は、消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第15条の資金の貸付けその他の援助の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</u></p>
<p>20 <u>条例第2条第20号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p>	<p>8 <u>条例第2条第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>21 <u>条例第2条第21号の規則で定める事務は、鳥取県</u></p>	

<p><u>税条例第88条第1項、第105条第1項又は第106条第1項の申告書に係る事実についての審査とする。</u></p> <p>22 <u>条例第2条第22号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(<u>条例第3条の規則で定める事務</u>)</p> <p>第1条の3 <u>条例第3条の規則で定める事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の請求を行う者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</u></p> <p>(<u>知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法</u>)</p> <p>第1条の4 <u>条例第4条の規則で定める本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)によるものとする。</u></p>	<p>9 <u>条例第2条第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p>
--	--

(鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(屋外広告業登録申請書)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)第2条第16号の規定により登録申請者(未成年者にあつては、その法定代理人を含む。)若しくはその役員又は業務主任者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付することを要しない。</u></p> <p>(屋外広告業登録事項変更届出書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第16号の規定により変更の</u></p>	<p>(屋外広告業登録申請書)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(屋外広告業登録事項変更届出書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～4 略</p>

届出をする者（未成年者にあっては、その法定代理人を含む。）若しくはその役員又は業務主任者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付することを要しない。

（鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（加入の手続）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）<u>第2条第18号</u>の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、第4号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（脱退一時金の請求の手続）</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第18号の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（届出）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第1項第2号に掲げる心身障害者等死亡届には、心身障害者、年金管理者又は年金受給権者（以下この項において「心身障害者等」という。）の住民票の写し（心身障害者等の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本）を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本</p>	<p>（加入の手続）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）<u>第2条第1項第6号</u>の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、第4号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（脱退一時金の請求の手続）</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（届出）</p> <p>第16条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第1項第2号に掲げる心身障害者等死亡届には、心身障害者、年金管理者又は年金受給権者（以下この項において「心身障害者等」という。）の住民票の写し（心身障害者等の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本）を添付しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本</p>

台帳法施行条例第2条第18号の規定により心身障害者等に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。

5 第1項第6号に掲げる年金受給権者現況報告には、年金受給権者の住民票の写し（心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍抄本）を添付し、毎年5月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第18号の規定により年金受給権者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。

様式第3号（第4条、第5条関係）

加入等申込書

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入（における口数追加を）したいので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第4条（第4条の3）の規定により関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

郵便番号

申込者 住所

氏名

印

略

略

備考 略

(注) 1 略

2 4の書類については、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第18号の規定により申込者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要がありません。

3及び4 略

様式第17号の2（第14条の2関係）

脱退一時金給付請求書

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度を脱退（の口数を

台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により心身障害者等に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。

5 第1項第6号に掲げる年金受給権者現況届には、年金受給権者の住民票の写し（心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあつては、戸籍抄本）を添付し、毎年5月末日までに提出しなければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により年金受給権者に係る本人確認情報等を利用できるときは、住民票の写しを添付することを要しない。

様式第3号（第4条、第5条関係）

加入等申込書

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入（における口数追加を）したいので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第4条（第4条の3）の規定により関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

郵便番号

申込者 住所

氏名

印

略

略

備考 略

(注) 1 略

2 4の書類については、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により申込者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要がありません。

3及び4 略

様式第17号の2（第14条の2関係）

脱退一時金給付請求書

職 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度を脱退（の口数を

減少)したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第14条の2第1項の規定により脱退一時金を給付されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住所

氏名 ㊟

略

備考 略

(注) 1 略

- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第18号の規定により加入者及び心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要はありません。

3 略

様式第20号(第16条関係)

心身障害者等死亡届

職 氏 名 様

心身障害者(年金管理者、年金受給権者)が死亡したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第1項(第3項)の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名 ㊟

略

備考 略

(注) 1 略

- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第18号の規定により心身障害者(年金管理者、年金受給権者)に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要はありません。

様式第24号(第16条関係)

年金受給権者現況報告

減少)したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第14条の2第1項の規定により脱退一時金を給付されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住所

氏名 ㊟

略

備考 略

(注) 1 略

- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により加入者及び心身障害者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要はありません。

3 略

様式第20号(第16条関係)

心身障害者等死亡届

職 氏 名 様

心身障害者(年金管理者、年金受給権者)が死亡したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第1項(第3項)の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名 ㊟

略

備考 略

(注) 1 略

- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により心身障害者(年金管理者、年金受給権者)に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要はありません。

様式第24号(第16条関係)

年金受給権者現況報告

<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第4項の規定により年金受給権者の現況を報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 略</p> <p>(注) 1 略</p> <p style="margin-left: 2em;">2 住民票の写しについては、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第18号の規定により年金受給権者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要はありません。</p>	<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第4項の規定により年金受給権者の現況を報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 略</p> <p>(注) 1 略</p> <p style="margin-left: 2em;">2 住民票の写しについては、知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第1項第6号の規定により年金受給権者に係る本人確認情報等を利用できるときは、添付する必要はありません。</p>
---	---

附 則

この規則は、鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第57号）の施行の日から施行する。